

改正

平成30年7月5日規則第45号

岸和田市ホテル・旅館誘致条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市ホテル・旅館誘致条例（平成28年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象施設)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める要件は、旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち洋式の構造及び設備を主とする施設であって客室が100室以上であることとする。

2 条例第2条第2号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち和式の構造及び設備を主とする施設であって客室が30室以上であること。

(2) 客室の定員の総数が100人以上であること。

(指定の申請及び決定)

第4条 条例第3条第1項の規定により市長の指定を受けようとするホテル又は旅館事業者は、当該指定に係るホテル又は旅館の建設に伴う岸和田市開発行為等の手続等に関する条例（平成22年条例第4号）第7条第1項の規定による協議の申出をしようとする日の14日前までに助成措置対象事業者指定（変更）申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、指定の可否を決定し、その旨を当該申請をしたホテル・旅館事業者に書面により通知するものとする。

3 指定事業者は、当該指定に係るホテル又は旅館につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、それぞれ当該各号に定める届書により直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 建設に着手したとき 建設着工（変更）届（様式第2号）

(2) 営業を開始したとき 営業開始（変更）届（様式第3号）

4 指定事業者は、第1項又は前項の規定により市長に提出した申請書その他の書類（これらに添付した書類を含む。）の内容に変更があったときは、申請書にあっては助成措置対象事業者指定（変更）申請書により直ちに市長に申請し、届書にあっては建設着工（変更）届又は営業開始（変更）届により直ちに市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の申請又は届出があったときは、変更内容を審査の上、指定する要件を欠くと認めるときはその指定を取り消し、特に支障がないと認められるときは変更内容を承諾し、その旨を当該申請又は届出をした者に書面により通知するものとする。

(岸和田市ラブホテル建築規制条例の規定の適用除外に係る要件)

第5条 条例第4条の規則で定める要件は、岸和田市ラブホテル建築規制条例施行規則（昭和59年規則第28号）第2条第1項第4号及び第8号から第11号までに規定する構造及び設備とする。

(指定事業者の承継届)

第6条 条例第5条第1項の届出は、指定事業者承継届（様式第4号）に必要な書類を添付してしなければならない。

(助成金の交付申請及び決定等)

第7条 条例第6条第3項の助成金の交付申請は、別に市長が指定する期日までに、助成金交付申請書（様式第5号）に必要な書類を添付してしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、当該助成金の交付を申請した指定事業者にその旨を書面により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 前条第3項の規定による交付決定通知を受けた指定事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(償却資産の譲渡等の承認申請等)

第9条 条例第10条第4項の規定による償却資産の譲渡等に係る承認を受けようとする指定事業者は、償却資産の譲渡等の承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を指定事業者に書面により通知するものとする。

(立入検査員証)

第10条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第8号のとおりとする。

(取消し等の措置)

第11条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は助成金の返還を命じるときは、その旨を当該指定事業者に書面により通知するものとする。

2 条例第13条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられた指定事業者は、その返還を命ぜられた金額を、市長が定める方法により、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効前に指定を受けた企業等に係る助成措置については、この規則は、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成30年7月5日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)